

◎成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成三十一年三月三〇日法律第九号)

一、提案理由 (平成三十一年三月七日・衆議院総務委員会)

○石田国務大臣 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

訪日外国人旅行者数を二〇三〇年までに六千万人とする政府目標を実現するため実施される第三滑走路の増設などの成田国際空港のさらなる機能強化の影響を緩和するためには、水資源開発施設の改築、道路の改築などの新たな公共施設等の整備が必要となります。

このような状況に鑑み、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、引き続き、国の財政上の特別措置を講じていく必要があると考えております。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を十年間延長し、平成四十一年三月三十一日までとすることとしております。

その二は、水資源開発施設の改築を国の負担割合の特例等の対象となる事業に追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告 (平成三十一年三月一四日)

○江田康幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成四十一年三月三十一日まで十年間延長するとともに、水資源開発施設の改築を国の負担割合の特例等の対象となる事業に追加しようとするものであります。

本案は、去る三月六日日本委員会に付託され、翌七日石田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告 (平成三十一年三月二九日)

○秋野公造君 ただいま議題となりました両案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、同法律の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、期限延長及び事業内容の適正性についての考え方、成田国際空港の機能強化と安全・騒音対策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。